

介護老人保健施設アルカディア 重要事項説明書

令和8年5月版

当施設のサービス提供開始にあたり、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次の通りです。

【入所サービス・通所リハビリテーション共通事項】 ※(): 認知症専門棟

1 事業者の概要

事業者の名称	医療法人財団 愛野会
事業者の所在地	兵庫県三田市東本庄 2493
設立年月日	平成9年7月1日
代表者名	理事長 大城 卓寛
電話番号	079-568-5879
ホームページ	https://ainokai.jp
法人が行う事業内容	[一般病院] あいの病院(精神科) [介護老人保健施設] アルカディア

2 ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設アルカディア
施設の所在地	兵庫県三田市東本庄 2493
事業所番号	2851280020号
管理者名	施設長 鈴木 真司
電話番号	079-568-5879
FAX番号	079-568-0818
アクセス	[鉄道] JR 福知山線 相野駅下車 徒歩 15分 [自動車] 舞鶴若狭自動車道 三田西 IC より 車で 10分

3 当施設で実施する事業

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
短期入所療養介護	平成12年4月1日	兵庫県 2851280020号	138名
介護予防短期療養介護	平成18年4月1日	兵庫県 2851280020号	
通所リハビリテーション	平成12年4月1日	兵庫県 2851280020号	30名/日
介護予防通所リハビリテーション	平成18年4月1日	兵庫県 2851280020号	

4 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地	13,239.29 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造地上6階建(耐火建築)
	延べ床面積	10,278.988 m ²
	利用定員	入所(短期入所を含む): 138名 通所: 30名

(2)居室

居室の種類	室数	面積	一人あたりの面積
個室	14(8)室	13.33 m ²	13.33 m ²
2人部屋	2(0)室	17.41 m ²	8.70 m ²
4人部屋	24(12)室	32.30 m ²	8.07 m ²
4人部屋	6(4)室	33.13 m ²	8.28 m ²

※指定基準は、居室一人あたり8 m²です。

(3)その他主な設備

設備の種類	数	面積	一人あたりの面積
食堂・デイルーム	2室	308 m ²	2.23 m ²
機能訓練室	1室	159.2 m ²	1.007 m ²
一般浴室	2室	62.4 m ²	
機械浴室	特殊浴槽1台		
便所	各フロア2ヶ所		
診察室	1室		

※食堂等の指定基準は、一人あたり2m²です。

5 施設の職員体制

(1) 入所サービス

従業者の職種	員数	従業者の職種	員数
管理者	1人〈兼務〉	機能訓練指導員	2.76人以上
医師	1.6人以上	支援相談員	1.38人以上
薬剤師	0.46人以上	管理栄養士	1人以上
看護職員	14人以上	介護支援専門員	2人
介護職員	44人以上	事務員	2人

※配置人数は、基準上の必要員数以上の範囲内で変動することがあります。

(2) 通所リハビリテーション

従業者の職種	員数	従業者の職種	員数
管理者(医師)	1人〈兼務〉	機能訓練指導員	2人以上〈兼務〉
看護職員	1人以上〈専従〉	支援相談員	1人〈兼務〉
介護職員	3人以上〈専従〉	管理栄養士	1人〈兼務〉

※配置人数は、基準上の必要員数以上の範囲内で変動することがあります。

6 職員の勤務体制

日勤	8時45分 ～ 17時00分
早出	7時15分 ～ 15時30分 (7時45分 ～ 16時00分)
遅出	10時45分 ～ 19時00分
夜勤	16時30分 ～ 翌9時00分

※通所リハビリテーションに就く職員の勤務は、日勤のみです。

7 提供するサービスの内容について

(1) 介護保険給付サービス

サービスの提供に際し、介護保険証及び、付随する書面の内容及び、有効期限を確認させていただきます。

内容に変更がありました際は、必ず、新しい書面をご提示ください。

種 類	内 容
医 療	[共通] ご利用者の病状にあわせた医療・看護を提供します。また当施設では対応困難との診断に至った場合は、他の医療機関への通院・入院依頼を行うなど適切な措置を講じます。
サービス計画の作成	[共通] ご利用者の心身の状態や生活状況の把握を行い、ご利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、サービス内容等を記載したサービス計画を作成します。
機能訓練	[共通] 理学療法士、作業療法士により、ご利用者の心身状態に適した機能訓練を行い、生活機能の維持、改善に努めます。
栄養管理	[共通] 管理栄養士がご利用者の年齢、心身の状況に沿い適切な栄養量及び内容の食事献立を作成致します。
食事の介助	[共通] 清潔で和やかな食事の環境を整え、ご利用者の心身状態に配慮した食事介助を行います。
排泄の介助	[共通] 排泄の自立に向けご利用者の心身状態に沿った排せつ介助を行います。〈紙おむつ代は介護保険給付サービスに含まれています。〉
入浴の介助	[共通] ご利用者の心身状態に応じ、適切な入浴又は清拭を行います。座位保持困難な方の機械入浴も可能です。 なお、通所の場合は、別途、加算が生じます。

口腔衛生の管理	[入所] ご利用者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各ご利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
その他	[共通] ・可能な限り離床時間の確保に努めます。 [入所] ・洗顔・歯磨き・整髪・爪切り・髭剃り等の整容介助を行います。 ・シーツ交換は基本的に週1回実施いたします。

(2)介護保険給付外サービス

種 類	内 容
特別な居室利用	[入所] 個室、2人部屋をご希望と居室の空き状況に応じてご利用頂く事ができます。
食 事 の 提 供	[共通] 心身状況に沿い、栄養バランスや季節感に配慮した献立のほか、各行事の雰囲気をお楽しみ頂けるような献立内容でお食事を提供いたします。 [食事時間帯は概ね下記の通りです] (入所)朝食 7:45～8:30/昼食 12:00～13:00/夕食 17:45～18:40 (通所)昼食 12:00～13:00 ※治療食(糖尿食・腎臓食・心臓食など)も提供できます。
理美容サービス	[入所] 毎月1回、理美容師の出張訪問理髪サービスをご利用いただけます。 サービス内容はカット、パーマ、毛染め、顔剃りです。
そ の 他	[共通] ・ご利用者のご希望にて行うレクリエーションにかかる費用、また施設外行事にかかる交通費や入場料等は実費となります。 ・日用品費 ・おやつ代

※ 介護保険給付外サービスのご負担額は、利用料金表(別紙)に記載しております。

※ 当施設で対応できます日常的な医療につきましては、介護保険給付サービスに含まれます。しかし、当施設で対応できない医療、歯科治療につきましては、他の医療機関受診となり、その受診の際は、別途、自己負担が生じます。

8 利用料のお支払い方法について

利用料金表〈別紙〉に従いご負担いただきます。

〔お支払い方法〕

① 窓口にて現金でのお支払い

窓口対応時間：9時～17時〔日曜日・祝日を除きます〕

② 口座振込でのお支払い

振込口座：尼崎信用金庫 三田支店 普通 39604 医療法人財団 愛野会
(振込手数料は利用者負担となります)

③ 指定口座からの引き落とし

ご希望の場合は、手続きが必要となります。

9 相談・苦情についての窓口

【事業者の窓口】 介護老人保健施設アルカディア	苦情受付担当者：支援相談員 苦情解決責任者：中井 宣世 受付時間：平日9時00分～16時30分 電話番号：079-568-5879 FAX番号：079-568-1353 ※ご意見箱を1階事務所前に設置しています。
【市町村の窓口】 三田市健康福祉部介護保険課	〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号 電話番号：079-559-5078 FAX番号：079-563-1447
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	〒650-0021 神戸市中央区三宮1丁目9番1-1801号 電話番号：078-332-5617 FAX番号：078-332-5650

10 他医療機関受診及び協力医療機関

ご利用者の心身状態の急変等により、他医療機関の受診等が必要となりました場合は、ご家族等へご連絡し、ご相談の上、下記の協力医療機関をはじめ、他医療機関へ円滑に受診等ができるよう支援いたします。

※短期入所サービス、通所サービスご利用中に、心身状態の悪化等が見られた場合は、ご家族等へ連絡しますので、普段かかられている医療機関(かかりつけ医)への受診をお願いします。

※入所・短期入所サービス、通所サービスともに、緊急の場合は、施設の判断で他医療機関受診となる場合があります。

医療法人財団愛野会 あいの病院 〈救急指定:なし〉 入院設備:145床	
所在地	兵庫県三田市東本庄 2493
電話番号	079-568-1351
診療科	精神科、内科、神経科
契約の概要	認知症専門の精神科病院です。認知症症状の進行等により、精神症状が増悪した際に、外来受診や入院対応等、迅速に対応できるよう、協力医療機関契約を締結しています。

医療法人社団尚仁会 平島病院 〈救急指定:あり〉 入院設備:199床	
所在地	兵庫県三田市天神1丁目2番15号
電話番号	079-564-5381
診療科	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、外科、消化器外科、肛門外科、整形外科、放射線科、小児科、眼科、皮膚科、麻酔科、リハビリテーション科、臨床検査科、ペインクリニック内科
契約の概要	ご利用者の状態悪化や急変があった場合等で、当施設で対応できない場合に、迅速に対応できるよう、協力医療機関契約を締結しています。

さんあい歯科医院	
所在地	兵庫県三田市東本庄 2493
電話番号	079-568-5237
診療科	歯科
契約の概要	当施設とは、連携を図り、往診にて対応しています。

1.1 事故発生時

事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を行い、ご家族等及び、三田市へ連絡いたします。

サービス提供中に発生した事故について、その責めが施設に帰する場合は、速やかに損害を賠償いたします。

ただし、ご利用者に、重大な過失が認められ場合は、損害賠償の額を減じることができるものとします。

1.2 記録の閲覧方法

1階事務所にて、必要書類〈個人情報開示請求書〉にご記入の上、申請ください。

申請いただいた後、当施設で協議し、開示の決定となりましたら、後日、開示いたします。

1.3 料金改定について

料金の改定及び加算の算定を行う場合は、可能な限り1ヶ月前までにご家族等に文書で通知いたします。又、ご利用者には施設内掲示でお知らせいたします。

1.4 サービス提供証明書の発行

法定代理受領サービスがご利用できないことにより償還払いとなる場合は、一旦利用料を全額負担いただくこととなります。この場合サービス提供証明書を発行いたします。

1.5 重要事項の変更

重要事項説明書の内容について、変更がある場合は、その内容について、文書でご説明の上、同意書をいただく場合があります。

1.6 守秘義務及び個人情報保護

当施設は、業務上知り得た利用者及び、家族等の秘密を保持します。

居宅介護支援事業所等の関係機関に対して、利用者及び家族等に関する情報提供が必要な場合は、あらかじめ、同意を頂いて対応いたします。

1.7 非常災害時の対策

非常災害時訓練	万一の災害に備えて職員が迅速に活動できるよう年2回の非常災害時訓練を実施します。訓練の際は、ご利用者の方々にも参加して頂くことがありますので、ご協力をお願いいたします。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	避難階段	4カ所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
防火管理者	谷林 洋輔			

18 当施設ご利用の際に留意して頂く事項

ご利用者及びそのご家族は、下記の点に留意の上、施設サービス提供が円滑に行えるようご協力をお願い致します。また特に入所サービスにつきましては、様々な病状のある方々の集団生活である事をご認識の上、他のご利用者等への迷惑になる行為は控えて下さい。

来 訪 ・ 面 会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時は、1階受付にて面会票に必要事項をご記入下さい。 エレベーターは事務員が開錠いたします。 ・面会時間は、原則午前9時から午後8時です。(午後5時以降の入り口は施設裏側の夜間入口となり、事務当直者が対応します。)
外 出 ・ 外 泊 について	<ul style="list-style-type: none"> ・外出・外泊時は、必ず事前に行き先と帰所時間を利用階のスタッフ詰所へお知らせの上「外出・外泊届」を提出して下さい。 ・外出・外泊時は、施設長の許可が必要となります。ご利用者の心身状態、その他諸事情により許可ができません場合があります。 ・外泊時の利用料は別紙利用料金表の通りとなります。なお、定められた泊数を超えて外泊を希望される場合は一旦退所となります。
居室・設備・器具の利用	<p>施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従い、大切にご使用下さい。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりされた場合には、ご利用者またはご家族の自己負担により原状に復していただくか、相当対価をお支払頂きます。</p>
飲 酒 ・ 喫 煙	<p>飲酒・喫煙は出来ません。</p>
所 持 品 の 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時、職員が所持品の確認を行いますが、通所ご利用の方も含め、不要な物はお持込みにならないようお願いいたします。 ・様々な病状のある方々の集団生活の場であることから、全ての所持品について完全な管理はできません。 ・所持品には必ず氏名のご記入をお願いします。
現 金 ・ 貴 重 品 等 の 持 込 み について	<p>現金、キャッシュカード、印鑑等の貴重品の持込みはお断りいたします。万一の紛失等の場合、当施設では一切責任を負いかねます。</p>
宗 教 活 動 政 治 活 動	<p>施設内での宗教活動及び政治活動・また他ご利用者等への勧誘等 はご遠慮下さい。</p>
動 物 飼 育	<p>施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。</p>

介護老人保健施設 [入所療養介護]

1. 事業の目的と運営方針

●目的

施設は介護保険法関係法令に基づき、ご利用者に対し看護、医学的管理下での介護や機能訓練、医療などの介護保険施設サービス提供を行うことにより、ご利用者ができる限り本人の能力に応じた日常生活を営めるよう、また1日でも早い家庭生活への復帰を支援することを目的とする。

●運営方針

在宅復帰を目標に、ご利用者個々の日常生活動作の状態及び家庭環境などを把握の上、生活上に必要な介護・看護・医療・リハビリテーション等の計画を策定し、その内容に沿い日常生活に即した機能回復訓練やレクリエーション等も含めた総合的な自立支援サービス提供に努めるものとする。実施にあたっては密接な医療・保健・福祉の連携を行う。

2. サービス提供に必要な計画書の作成及び同意

ご利用者の希望と心身状態・ご家族の希望等を基に各担当者が協議して策定します。計画内容についてご同意が得られない場合は変更も可能です。

3. 医療について

① 施設内で提供可能な医療・看護等

施設内で提供する医学的管理・看護の費用は介護保険給付サービスに含まれます。

※入所中に投薬を変更させていただくことがあります。

② 当施設医師が、他医療機関での医療、歯科治療が必要と判断した場合

1. ご利用者の心身状態の急変等により他医療機関での受診等[入院・往診含む]が必要となった場合、ご家族等に対し、連絡を行います。
2. 受診時に必要な書類[受診先となる医療機関宛での紹介状・医療費清算に関わる書類等]を作成いたします。
3. 受診時の医療費は医療保険が適用され、自己負担が生じる場合があります。
4. 受診の結果入院される場合、当施設は退所となります。

4. 居室の転室・転棟等について

入所後、ご利用者の病状悪化、または、病状等の改善が認められない場合、当施設医の総合的な判断に基づき転室または、転棟となる場合があります。

介護老人保健施設 [短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護]

1. 事業の目的と運営方針

●目的

アルカディアにおいて実施する[介護予防]短期入所療養介護[以下「事業」という]の適切な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護・要支援状態のご利用者に対し、適切な[介護予防]短期入所療養介護サービス[以下「サービス」という]を提供する事を目的とする。

●運営方針

要介護または要支援の認定を受けたご利用者が、可能な限り居宅での日常生活を継続する事ができるよう、又ご家族等介護者の身体的、精神的負担軽減のため短期間入所して頂き、医学的管理下における看護、介護、機能訓練、その他必要な医療等のサービス提供に努めるものとする。

事業にあたっては、ご利用者の所在する市町村、居宅介護事業所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

2. サービス提供に必要な計画書の作成及び同意

介護保険法関連法令に定められた期間以上の日数をご利用の場合、居宅サービス計画書の内容に沿い、ご利用者の希望と心身状態・ご家族の希望等を基に各担当者が協議して策定します。計画内容についてご同意が得られない場合は変更も可能です。

3. 送迎の実施区域

三田市、丹波篠山市

※上記の実施区域外の方は、ご希望により相談の上送迎を実施できる場合があります。

4. ご利用中の医療について

介護老人保健施設[入所療養介護]内の「3.医療について」に準じます。

ただし、普段かかられている医療機関(かかりつけ医)があります場合に、ご利用者の心身状態の悪化がみられた場合は、そのかかりつけ医への受診を優先する旨をご案内する場合があります。

通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

1. 事業の目的と運営方針

●目的

アルカディアにおいて実施する(介護予防)通所リハビリテーション(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護・要支援状態のご利用者に対し、適切な(介護予防)通所リハビリテーションサービスを提供する事を目的とする。

●運営方針

利用者が要支援、要介護状態等となった場合でも心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、日常生活支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

また利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に沿うサービスの提供に努めるものとする。

事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、高齢者支援センター及び他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

2. サービス提供に必要な計画書の作成及び同意

ご利用者の希望と心身状態・ご家族の希望等を基に各担当者が協議して策定します。
計画内容についてご同意が得られない場合は変更も可能です。

3. 営業日

月曜日～土曜日(日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休業)

4. 送迎の実施区域

三田市、丹波篠山市

※三田市以外につきましては、送迎可能区域の詳細表記は困難なため、担当者へお尋ねください。

5. ご利用中の医療について

ご利用者の心身状態の悪化がみられた場合は、ご家族等へ連絡いたしますので、普段かかられている医療機関(かかりつけ医)への受診をお願いいたします。

ただし、緊急の場合は、施設の判断で、医療機関への受診となる場合があります。